

# REVICの災害復興支援について

2024年12月

株式会社 地域経済活性化支援機構

Regional Economy Vitalization Corporation of Japan [ REVIC ]

本資料は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」といいます。）が情報提供をさせて頂くことを目的として作成したものであり、REVIC及びREVIC関連ファンドによる投資実行等について何ら拘束力を有するものではありません。また、本資料で提供している情報につきましては、その正確性に万全を期して作成しておりますが完全性を保証するものではありません。本資料の一切の権利はREVICに属しており、本資料の全体又は一部の如何にかかわらずいかなる形式においてもREVICに無断で複製又は転送等は禁じられております。

# 1 .REVICの概要等

# 会社概要

名称	株式会社 地域経済活性化支援機構 Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (略称 REVIC)					
設立	平成21年10月14日(平成25年3月18日(株)企業再生支援機構より商号変更) 【支援・出資決定期限】令和8年3月末 【業務完了期限】令和13年3月末					
本社所在地	東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階					
資本金	131億380万円					
株主	預金保険機構、農林中央金庫					
役職員数	231名(令和6年11月1日現在)					
役員等	代表取締役社長※	渡邊 准	社外取締役※※	石村 等	監査役	濱崎 浩志
	常務取締役	坂本 啓晃	社外取締役※	根本 直子	監査役	関根 愛子
	常務取締役	珍部 信輔	社外取締役※	樋渡 啓祐	監査役	難波 淳介
	常務取締役	竹山 智穂	社外取締役※	堀越 友香	特別顧問	小林 健
	常務取締役	柴田 聡	社外取締役※	家森 信善	執行役員	上杉 徹也
	常務取締役	田中 耕太郎			執行役員	大田原 博亮
	取締役※	林 謙治			執行役員	柏木 寿深
	※※	地域経済活性化支援委員会 委員長			執行役員	島田 雄介
	※	地域経済活性化支援委員会 委員				
子会社	REVICキャピタル(株)					

# 目的

- REVICは、法律に基づき設立された株式会社で、令和13年3月に解散が予定されている時限組織。
- REVICの存在意義は法1条に定められています（下記参照）。

## 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

### 第一章総則（機構の目的）

#### 第一条

株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、**地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化**を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようするため、**金融機関、地方公共団体等と連携**しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた**地域経済の活性化に資する事業活動の支援**を行うことを目的とする株式会社とする。

# 役割

- REVICは、地域金融機関が取り組む地域経済の活性化を、ソリューションの提供、実行支援の面からサポートする官民ファンドです。



# 沿革

- **平成20年 9月 リーマン・ブラザーズ破綻**
- **平成21年10月 企業再生支援機構（略称：ETIC）設立**
  - ▶ リーマンショックを受けた金融経済情勢の急速かつ大幅な悪化局面を打開すべく、事業再生支援を目的に設立
- **平成22年 1月 株式会社日本航空等に対する支援決定**
  - ▶ 平成24年9月 支援完了
- **平成25年 3月 企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構（略称：REVIC）」に抜本的改組**
  - ▶ 従来の直接の再生支援に加え、地域活性化・事業再生ファンドの運営、専門家派遣等を追加
- **平成26年10月 REVICの機能を拡充**

（機能の例）

  - ▶ リスクマネーの供給を促進するための、民間資金の呼び水としてのファンドへの出資
  - ▶ 経営者の再チャレンジを支援するための、経営者保証付貸付債権等の買取り・整理
- **平成30年 5月 支援・出資決定期限及び業務完了期限を3年間延長**
- **令和2年 6月 支援・出資決定期限及び業務完了期限を5年間延長**
- **機構は時限組織（※）**
  - ▶ 地域において自律的な取組みが継続するよう、地域金融機関へ地域活性化・事業再生等のノウハウを移転

（※）支援・出資決定期限は令和8年3月末、機構の業務完了期限は令和13年3月末

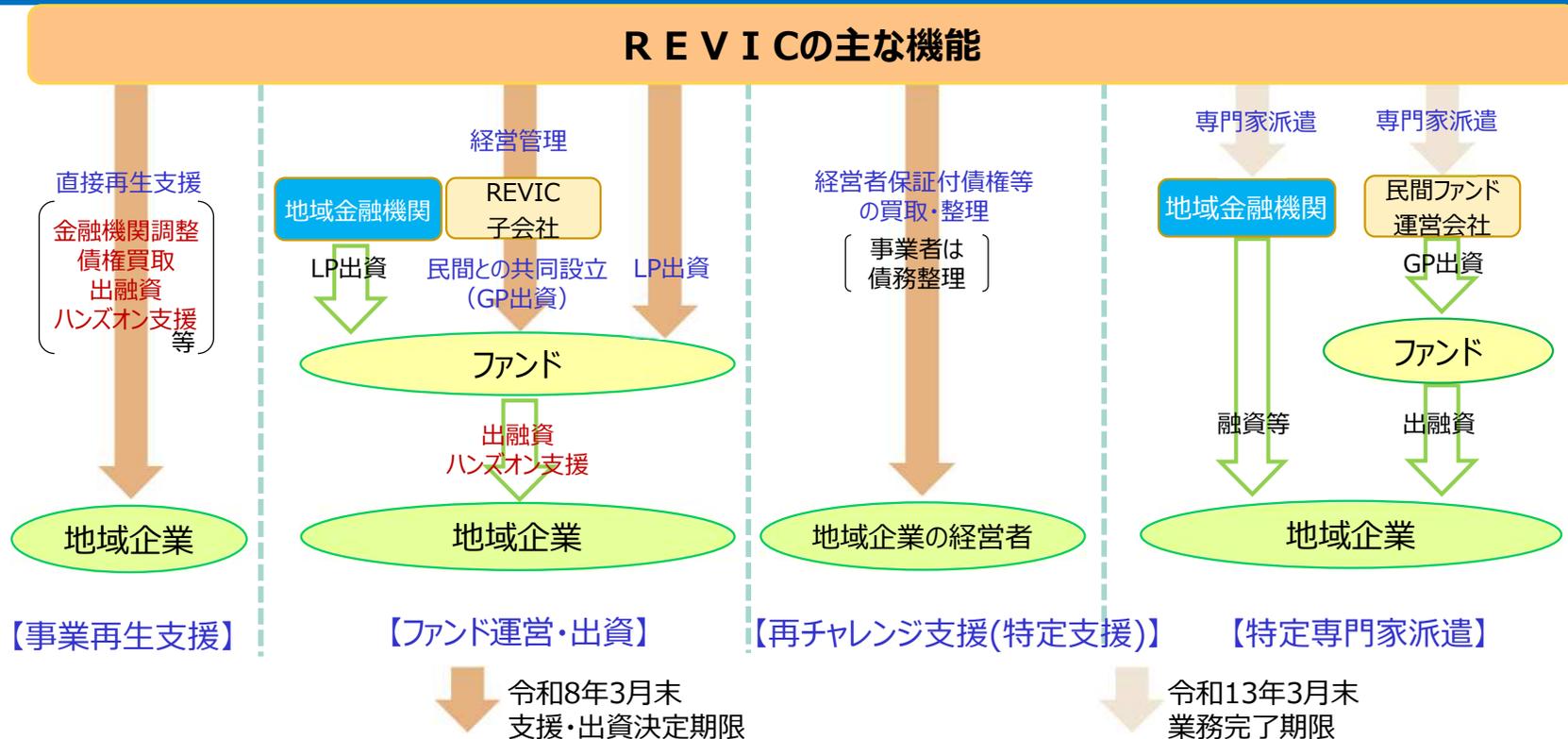
## 沿革

# REVICの特徴

○REVICは、以下の**4機能をフルラインナップで有し**、事業者に対し、長年培った情報（ノウハウ）を活用して、カネ（出融資）やヒト（ハンズオン支援）の支援も行える**唯一の公的支援機関**。

【支援等の実績（令和6年10月末現在）】

- ・事業再生支援122件 (平成21年10月～)
- ・ファンド組成45本(うち運営中16本)・LP出資32先 (平成25年3月～)
- ・再チャレンジ支援（特定支援）188件 (平成26年10月～)
- ・特定専門家派遣252件 (平成25年3月～)

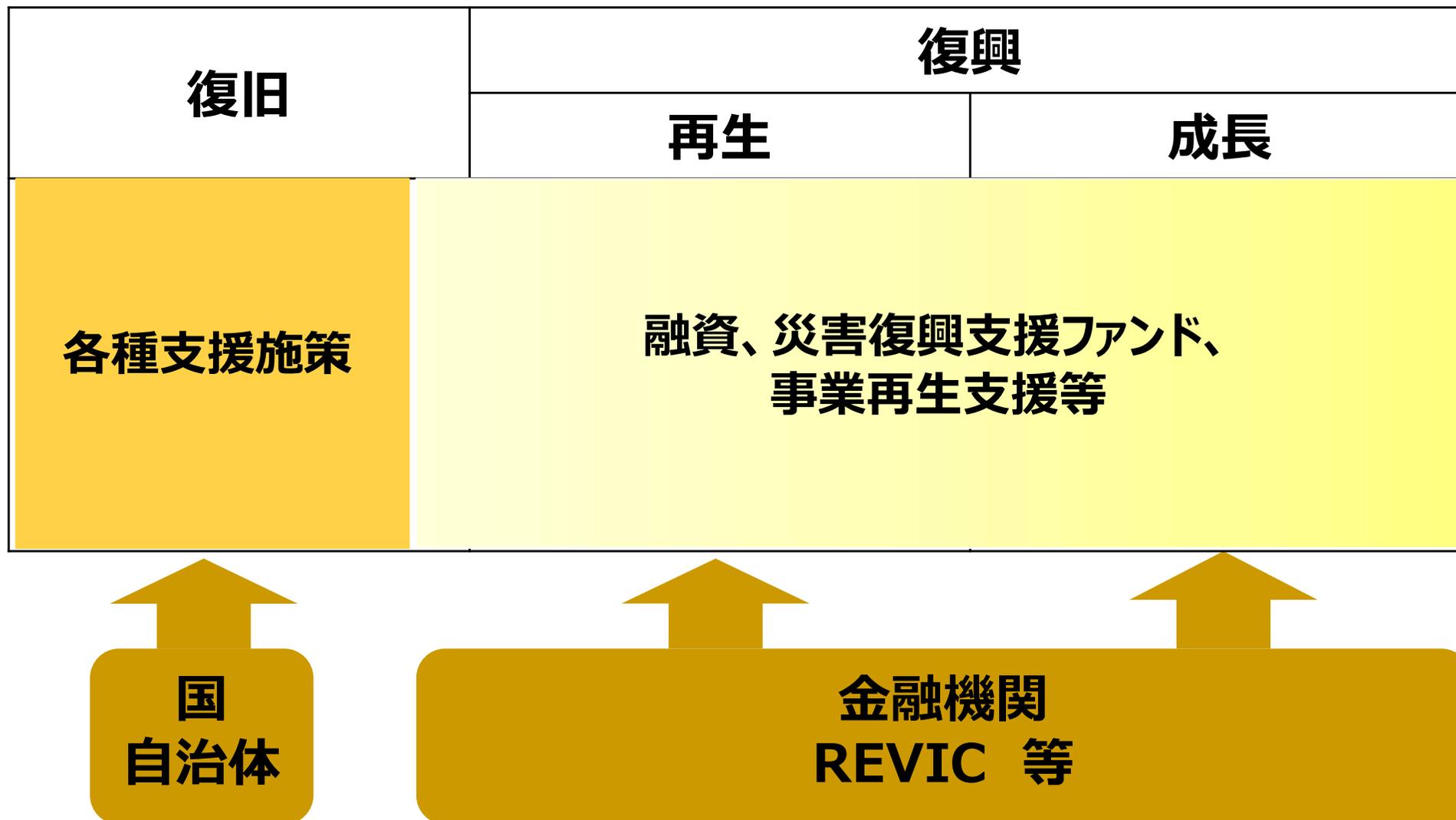




## **2.大規模災害発生時におけるREVICの主な取組み**

## 復興／再生ステージにおける民間活力の重要性

大規模災害が発生した時は、国や自治体による各種支援施策も活用しながら復旧に取り組んでいるが、復興／再生のステージにおいては民間の活力こそが重要となる。



# 大規模災害発生時におけるREVICの主な取り組み

○これまで、**REVICは、平時に事業者支援に取り組むのは勿論のこと、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行など経済環境や社会環境が激変した際には、国、自治体、地域金融機関等と連携して、4機能を活かした迅速な事業者支援に取り組んできた。**このうち、大規模災害の発生を受けて行った災害復興支援ファンドの組成等は以下のとおり。

○東日本大震災【平成23年3月発生】

⇒平成26年12月、「東日本大震災復興・成長支援ファンド(ファンド総額150億円※2)」へLP出資

○平成28年熊本地震【平成28年4月発生】

⇒同年7月、「熊本地震事業再生支援ファンド(ファンド総額50億円※3)」及び「九州広域復興支援ファンド(ファンド総額117億円※3)」を組成

○平成30年7月豪雨(西日本豪雨)【平成30年7月発生】

⇒同年10月、「西日本広域豪雨復興支援ファンド(ファンド総額27億円※3)」を組成、同年12月、「広島県豪雨災害復興支援ファンド(ファンド総額15億円※3)」を組成

○令和元年房総半島台風(15号)・東日本台風(19号)【令和元年10月発生】

⇒令和2年1月、「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド(ファンド総額33億円※3)」を組成

○令和6年能登半島地震【令和6年1月発生】

⇒同年3月、「能登半島地震復興支援ファンド(ファンド総額100億円)」の運営会社「のと復興支援(株)」を設立(同年5月、同ファンド組成)

※1 「名称」「総額」はいずれもファンド設立当時。

※2 岩手県・宮城県・福島県それぞれに設立。「総額」は3ファンド合計。

※3 令和2年には、REVICは、既存の復興ファンドの機能拡充等により、新型コロナの影響を受けた事業者の支援を開始。上記ファンドのほか、「近畿中部広域復興支援ファンド」「沖縄活性化ファンド」の新設・活用により、日本全国をカバー。

# 事業再生支援事例【東日本大震災】 ダイマル、ディメール、丸竹八戸水産

事業者の概況等

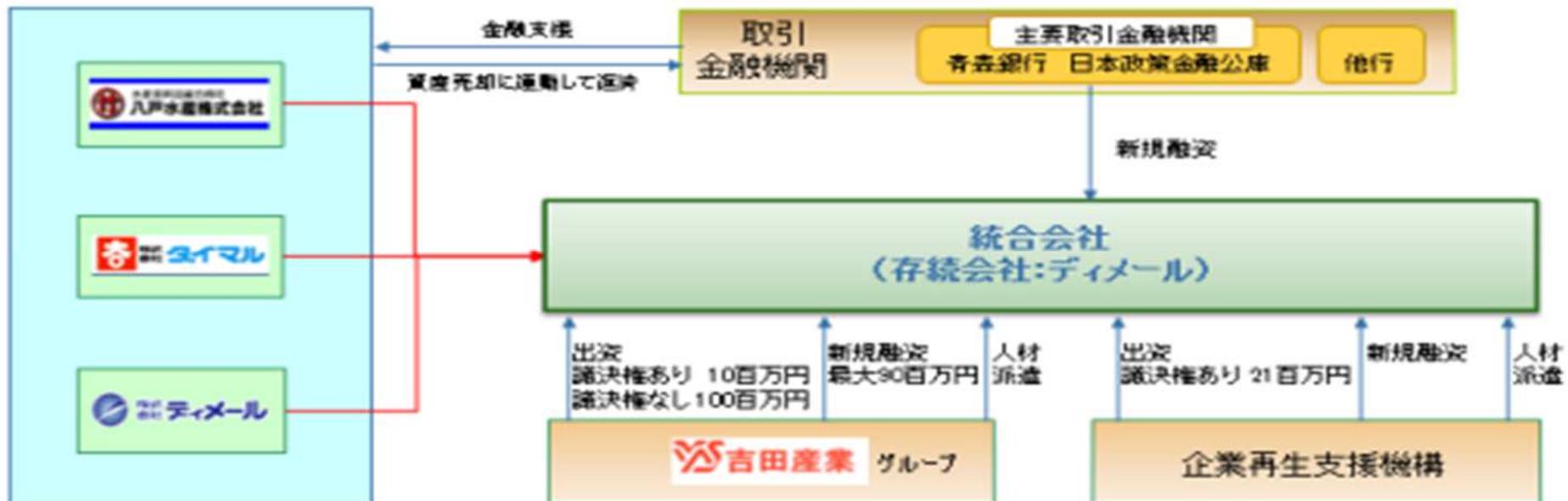
- ✓ 青森県八戸市において、しめ鯖を中心とした水産加工業を営む。
- ✓ 東日本大震災による工場の半壊などにより売上が低迷し、量の確保できる低採算・不採算取引の維持・拡大や生産性向上・リストラなどの不徹底による収益も悪化という状況。
- ✓ 3社は経営陣が親族関係にあり、その事業の共通性から、従前より事業統合による経営改善を協議。

機構の関与

- 1 金融機関等の債権者間の調整
- 2 融資
- 3 出資
- 4 経営人材の派遣

## 支援意義

- ✓ 支援決定当時（平成23年）、八戸のしめ鯖生産量約6,000トンの約11%を生産し、約130名を雇用。農林水産大臣賞を受けるなど、地元食材を利用した優れた加工技術を保持しており、地域経済にとって有用な経営資源を保有。



EXIT済

# ファンド投資事例【平成28年熊本地震】 温泉旅館

事業者の概況等

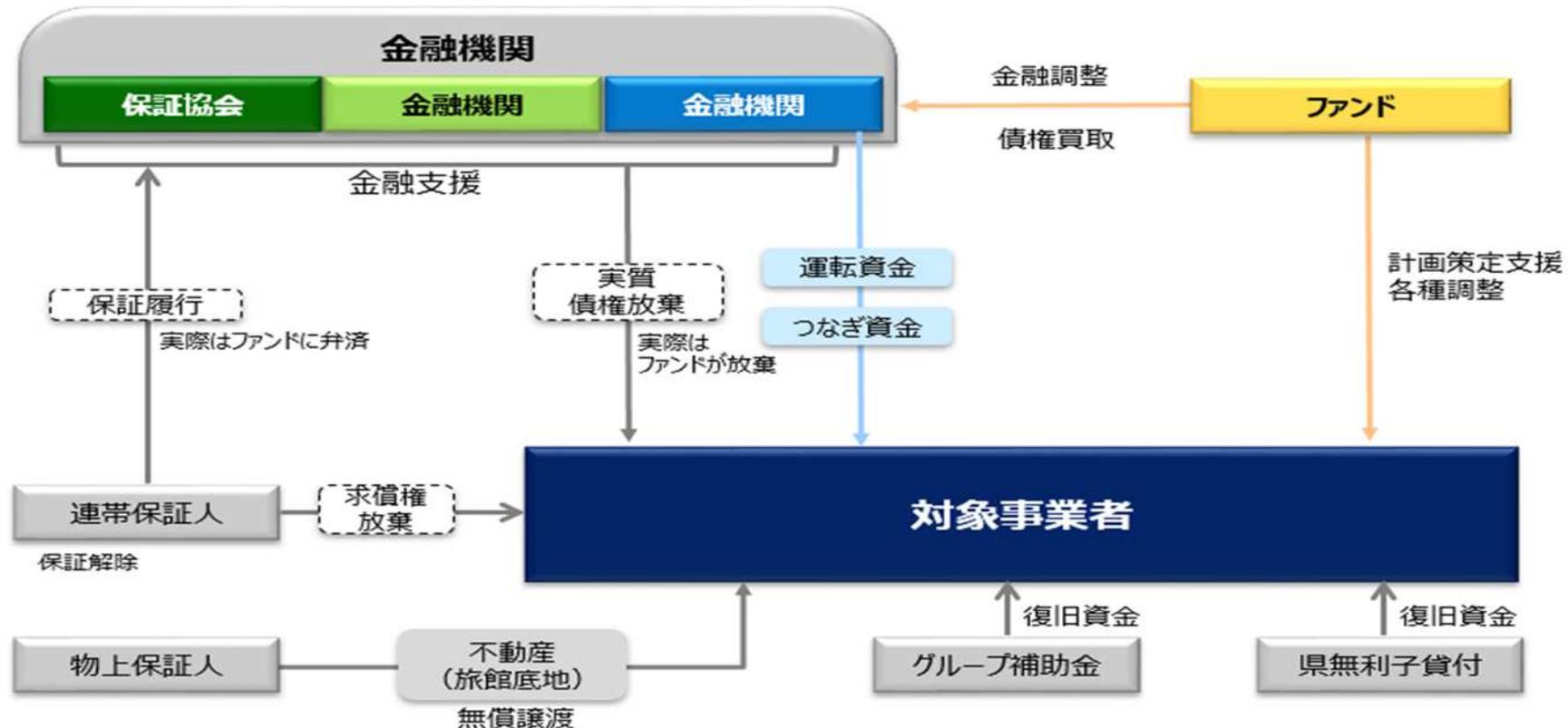
- ✓ 温泉旅館（非公表事例につき、詳細は略）。
- ✓ 熊本地震及び当地震に起因する土砂災害により、旅館施設は土砂に埋もれ、壊滅的な被害を受ける。
- ✓ 旅館施設は利用不可となり、営業は全面停止。本格的な営業再開は地震から数年後を計画せざるを得ず、財務的な支援が必要不可欠な状況。

ファンドの関与

- ① ファンドが金融機関から震災前債権を買取
- ② ファンド買取後、連帯保証人から保証履行を受け、債権放棄を実施

## 支援意義

- ✓ 特徴的な温泉（非公表事例につき、詳細は略）を有し、有用な経営資源を保有。
- ✓ 当旅館は当地を代表する旅館であり、地域経済にとって必要不可欠。また、雇用の受け皿ともなっている。



# 再チャレンジ支援事例【東日本大震災】 中古自動車販売業者

事業者の概況等

- ✓ 中古自動車販売業者（非公表事例につき、詳細は略）。
- ✓ 東日本大震災により在庫車両や顧客からの預り車両が津波で流される等、大規模な被害を受けたことにより、事業縮小を余儀なくされる。その後、経営路線の見直しを行うも、収支は改善せず。
- ✓ 大幅な債務超過の状態にあり、将来において当該状態を解消する見込みもないため、自力再建を断念し、再チャレンジ支援の申出に至ったもの。

機構の関与

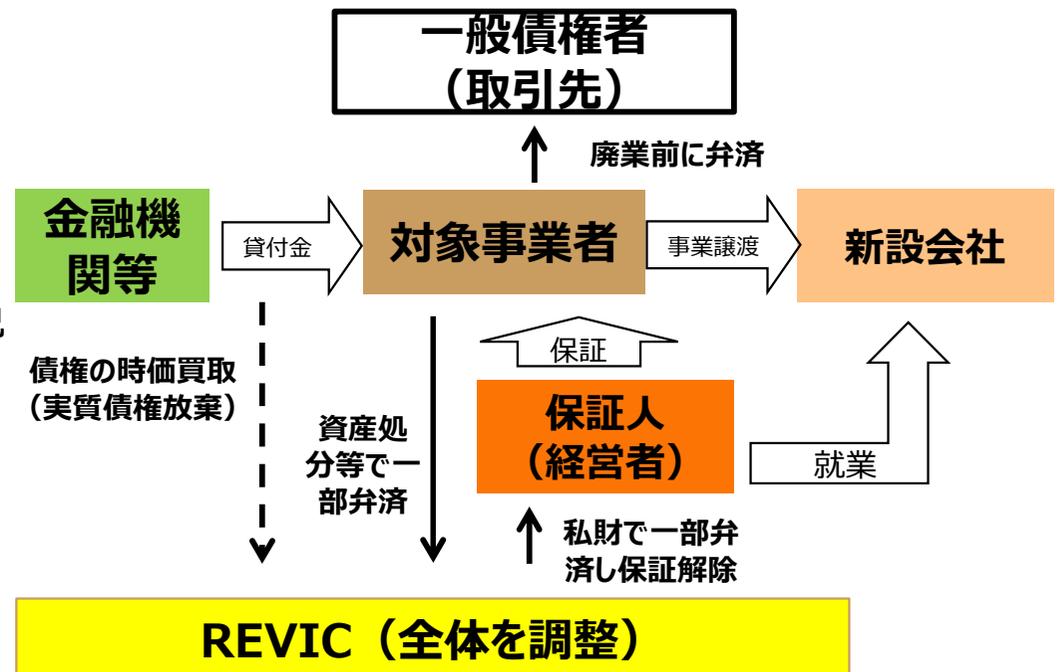
- 1 金融機関等の債権者間の調整
- 2 弁済計画の策定支援

事業者等の弁済計画

- ✓ 対象事業者は、在庫車両等を保証人の子供が新設する会社に譲渡し、譲渡対価等から廃業費用を控除した残額を原資として、債権者に弁済。債務の残額については、債務免除を依頼。
- ✓ 保証人は、保証債権者に対し、保証債務の免除を依頼。保証人は、現自宅に今後も居住。

## 支援意義

- ✓ 対象事業者の円滑な廃業支援。
- ✓ 法的整理を回避しての再チャレンジ支援（保証人はその子供が新設する会社に就業）。



## 特定専門家派遣事例【平成28年熊本地震】

- 平成28年4月の熊本地震発生後、熊本県の地域金融機関の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行われることを目的として、同年6～7月の間に、6つの地域金融機関に対する特定専門家派遣を決定。

### 【実施内容】

- REVICが派遣する特定専門家が、「震災復興／復旧に係る支援」「財務内容の検証や事業再生計画の精査等、地域金融機関が取引先事業者に対して行う事業再生支援／特定支援」及び「地域金融機関における事業性評価のモデル・体制の構築」について助言等を行うもの。

### 【実績（派遣決定日）】

- 平成28年6月13日：熊本銀行  
 6月28日：肥後銀行、熊本信用金庫  
 熊本第一信用金庫、  
 熊本中央信用金庫  
 7月29日：熊本県信用組合

